

令和8年3月30日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 前田 雄治
(公 印 省 略)

建設工事における労務費等を明示した入札金額内訳書の提出について（お知らせ）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部改正により、入札の際に提出する入札金額内訳書に労務費等の記載が義務付けられたことに伴い、令和8年5月1日以降に入札公告・指名通知を行う工事案件から、下記のとおりとさせていただきます。

建設業者の皆様におかれましては、本取組について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 取組内容

(1) 入札の際に提出する入札金額内訳書について、下記のとおり、「労務費」、「材料費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」の各経費の記載項目を追加します。

○追加項目

ア 土木工事の場合

(直接工事費のうち、労務費	円)
(直接工事費のうち、材料費	円)
(現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	円)
(工事原価のうち、安全衛生経費	円)

イ 建築工事の場合

(直接工事費のうち、労務費	円)
(直接工事費のうち、材料費	円)
(工事原価※のうち、法定福利費の事業主負担額	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	円)
(工事原価※のうち、安全衛生経費	円)

※工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいう。

2 その他

(1) 上記の5経費の記載方法について算出が困難な場合は、「算出不能」、「計上不可」、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載いただければ結構です。

また、当面の間、これらの5経費について、記載に不備があった場合でも入札を無効としません。

- (2) 記載する各経費の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月・国土交通省）」を参照してください。
- (3) 契約後に提出する法定福利費を明示した「契約金額内訳書」について取扱いに変更はありませんので、引き続き、法定福利費を御記入の上、御提出ください。

【問合せ先】

総務部契約課	工事担当	電話	0565(34)6616	(直通)
上下水道局総務課	庶務担当	電話	0565(34)6653	(直通)